

神奈川県地域防災計画修正  
～風水害等災害対策計画～  
新旧対照表

令和5年10月

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

第2章 本県の特質

第1節 自然的条件

修正計画	現行計画
<p><b>2 面積</b> 本県の面積は <u>2,416.32</u> 平方キロメートル（国土地理院データ）（<u>令和5年1月1日現在</u>）、全国総面積の0.64%を占めるにすぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。 (略)</p>	<p><b>2 面積</b> 本県の面積は <u>2,416.10</u> 平方キロメートル（国土地理院データ）（<u>令和3年4月1日現在</u>）、全国総面積の0.64%を占めるにすぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。 (略)</p>

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進  
 第2章 本県の特質  
 第2節 社会的条件

修正計画	現行計画
<p><b>2 土地利用</b>                      (1) <b>土地利用概況</b>                      本県の面積は、<u>2,416.32</u>平方キロメートル（国土地理院データ）（<u>令和5年1月1日現在</u>）と全国総面積の0.64%を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701haで県面積の39%、令和元年の耕地面積は1万8,800haで、県面積の約7.8%となっています。                      (略)</p> <p><b>3 交通</b>                      (1) <b>道路交通</b>                      県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、<u>令和3年</u>4月1日現在で<u>2万5,915km</u>となっています。このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても<u>1,070km</u>の交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。                      県内の自動車保有車両数は、令和2年3月31日現在で約403万台（軽自動車含む）となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、<u>令和3年度</u>の交通量調査によると、国道16号（保土ヶ谷バイパス）の横浜市旭区桐が作であり、<u>約10万台</u>／12時間（平日7時から19時まで）となっています。</p> <p>(2) <b>鉄道交通</b>                      県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。                      県内の鉄道は、<u>令和4年9月30日</u>現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が<u>24</u>路線、延長<u>298.9km</u>、<u>235</u>駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、<u>令和3年度</u>の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約<u>626</u>万人となっています。</p>	<p><b>2 土地利用</b>                      (1) <b>土地利用概況</b>                      本県の面積は、<u>2,416.10</u>平方キロメートル（国土地理院データ）（<u>令和3年4月1日現在</u>）と全国総面積の0.64%を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701haで県面積の39%、令和元年の耕地面積は1万8,800haで、県面積の約7.8%となっています。                      (略)</p> <p><b>3 交通</b>                      (1) <b>道路交通</b>                      県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、<u>令和2年</u>4月1日現在で<u>2万5,855km</u>となっています。このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても<u>1,069km</u>の交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。                      県内の自動車保有車両数は、令和2年3月31日現在で約403万台（軽自動車含む）となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、<u>平成27年度</u>の交通量調査によると、国道16号（保土ヶ谷バイパス）の横浜市旭区桐が作であり、<u>約10万3千台</u>／12時間（平日7時から19時まで）となっています。</p> <p>(2) <b>鉄道交通</b>                      県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。                      県内の鉄道は、<u>令和元年10月31日</u>現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が<u>23</u>路線、延長<u>296.2km</u>、<u>234</u>駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、<u>平成30年度</u>の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約<u>810</u>万人となっています。</p>

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

第3章 計画の推進主体とその役割

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

修正計画	現行計画
<p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 関東財務局（横浜財務事務所）</p> <p>ア 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設として開設</p> <p>イ 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供</p> <p>ウ 災害が発生した場合 <u>（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）</u> における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等</p> <p>エ 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等</p> <p>オ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付</p> <p>カ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会</p> <p>(略)</p> <p>4 指定公共機関 (略)</p> <p>(11) <u>東京ガスネットワーク</u>(株)</p> <p>ア 災害時における都市ガス供給の確保</p> <p>イ ガス供給施設の被害調査及び復旧</p> <p>(略)</p> <p>5 指定地方公共機関</p> <p>(1) 鉄道機関（<u>東急電鉄</u>(株)、京浜急行電鉄(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、京王電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、<u>株</u>横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株)</p> <p>ア 鉄道、軌道施設の整備、保全</p> <p>イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</p> <p>ウ 災害時の応急輸送対策</p> <p>エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧</p> <p>(略)</p> <p>(3) 公益社団法人神奈川県医師会、<u>公益社団法人</u>神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構</p>	<p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 関東財務局（横浜財務事務所）</p> <p>ア 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設として開設</p> <p>イ 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供</p> <p>ウ 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等</p> <p>エ 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等</p> <p>オ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付</p> <p>カ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会</p> <p>(略)</p> <p>4 指定公共機関 (略)</p> <p>(11) <u>東京ガス</u>(株)</p> <p>ア 災害時における都市ガス供給の確保</p> <p>イ ガス供給施設の被害調査及び復旧</p> <p>(略)</p> <p>5 指定地方公共機関</p> <p>(1) 鉄道機関（<u>東京急行電鉄</u>(株)、京浜急行電鉄(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、京王電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、<u>株</u>横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株)</p> <p>ア 鉄道、軌道施設の整備、保全</p> <p>イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保</p> <p>ウ 災害時の応急輸送対策</p> <p>エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧</p> <p>(略)</p> <p>(3) 公益社団法人神奈川県医師会、<u>一般社団法人</u>神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構</p>

第2編 風水害対策編  
序章 神奈川県水防災戦略

修正計画	現行計画
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>近年、毎年のように台風や前線の影響による豪雨や暴風により、大規模な水害や土砂災害が発生しています。特に、平成30年には、平成最悪の豪雨災害と言われる「平成30年7月豪雨」が発生し、情報の受伝達や住民の避難の在り方などに教訓が得られ、国を挙げて改善策を講じてきました。</p> <p>そうした中、令和元年に発生した台風第15号（以下「令和元年房総半島台風」という。）と台風第19号（以下「令和元年東日本台風」という。）は、いずれも本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に記録的な豪雨や暴風により甚大な被害をもたらす事態となりました。本県でも、令和元年東日本台風では9名の尊い命が失われるとともに、広範囲にわたる停電や断水、道路や鉄道網の寸断などライフラインや産業基盤に重大な被害が発生しました。</p> <p>世界に目を向けてみても、熱波、洪水、海面上昇などによる多くの被害が発生しており、その要因は地球温暖化など気候変動の影響といわれています。今後も、こうした異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されるなか、県では、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、団体、県民などと共有するため、令和2年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。</p> <p>水害等の災害は、忘れたところに発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要があります。<u>毎年繰り返す、また激甚化・頻発化する大規模な水害等への備えを加速化させることが急務となっています。</u></p> <p>そこで、<u>県は、令和元年の台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策として、「神奈川県水防災戦略」を定め、戦略的、計画的に対策を進めてきました。</u></p> <p><u>一方、令和3年の静岡県での土石流災害を踏まえ成立した盛土規制法への対応や、気候変動の影響による豪雨の頻発、降雨量の増大に対応するため、流域全体で、関係者が協働して取り組む流域治水への転換が急務となっている他、気候変動の影響による海面水位の上昇等が顕在化し</u></p>	<p><b>1 趣旨</b></p> <p>近年、毎年のように台風や前線の影響による豪雨や暴風により、大規模な水害や土砂災害が発生しています。特に、平成30年には、平成最悪の豪雨災害と言われる「平成30年7月豪雨」が発生し、情報の受伝達や住民の避難の在り方などに教訓が得られ、国を挙げて改善策を講じてきました。</p> <p>そうした中、令和元年に発生した台風第15号（以下「令和元年房総半島台風」という。）と台風第19号（以下「令和元年東日本台風」という。）は、いずれも本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に記録的な豪雨や暴風により甚大な被害をもたらす事態となりました。本県でも、令和元年東日本台風では9名の尊い命が失われるとともに、広範囲にわたる停電や断水、道路や鉄道網の寸断などライフラインや産業基盤に重大な被害が発生しました。</p> <p>世界に目を向けてみても、熱波、洪水、海面上昇などによる多くの被害が発生しており、その要因は地球温暖化など気候変動の影響といわれています。今後も、こうした異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されるなか、県では、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、団体、県民などと共有するため、令和2年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。</p> <p><u>このような状況を踏まえると、</u>水害等の災害は、忘れたところに発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要が<u>あります。</u></p> <p>そこで、台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策として、「神奈川県水防災戦略」を定め、戦略的、計画的に対策を進め、水害や土砂災害による被害の最小化を目指します。</p>

第2編 風水害対策編  
序章 神奈川県水防災戦略

修正計画	現行計画
<p><u>ていることを踏まえた、海岸保全施設の長期的な整備の在り方の検討も必要になっています。さらに、感染症との複合災害や情報通信分野を中心としたデジタル化の進展への対応も必須となっています。</u></p> <p><u>県は、こうした政策環境の変化を踏まえ、令和5年3月に水防災戦略を改定し、さらなる対策強化を図ることとしました。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>4 戦略の対象とする対策</b></p> <p><u>今後の水害対策の基本となる流域治水の考え方にに基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」について必要なハード対策を加速させます。また、防災におけるデジタル化・DXの推進、感染症との複合災害対策など、新たな課題に対応するソフト面の取組みを展開します。</u></p> <p><u>(1) 被害軽減の取組みを加速させるハード対策</u></p> <p><u>中長期的な視点からの取組みに加え、ダム湖や河道における堆積土砂の撤去など、流域治水の観点から重点的に推進すべき事業、また、「いのち」を守り、被害を軽減する事業を推進します。</u></p> <p><u>(主な取組み)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 遊水地の整備や流路のボトルネック箇所である鉄道橋架替等に加え、老朽化した放流施設の更新に伴い、事前放流の強化を図る相模ダムリニューアル事業を実施</u></li> <li><u>・ 要配慮者利用施設のある箇所や過去にがけ崩れがあった急傾斜地の箇所などにおける土砂災害防止施設の整備を、更に加速</u></li> </ul> <p><u>(2) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策</u></p> <p><u>市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を図る事業を推進します。</u></p> <p><u>(主な取組み)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>4 戦略の対象とする対策</b></p> <p><u>令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風での被害等を踏まえ、今後、頻繁に発生することが危惧される水害の発生を防止し、遅らせ、その影響を最小限に留めるためのハード対策及び住民の避難を中心としたソフト対策の強化により目標の達成を目指します。</u></p> <p><u>(1) 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策 ～ すぐ調べ、すぐ対応 ～</u></p> <p><u>今後の出水期に向け、早急な対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和2年度から4年度の3か年内に緊急に実施し、危険箇所の解消を図る事業（その後も定期的にパトロールや点検など適切な維持管理を実施）</u></p> <p><u>(2) 中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策 ～ 加速し、強化する ～</u></p> <p><u>中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を図る事業</u></p> <p><u>(3) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策 ～ しっかり備える ～</u></p> <p><u>市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を図る事業</u></p>

第2編 風水害対策編  
序章 神奈川県水防災戦略

修正計画	現行計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>消防の訓練施設「かながわ版ディザスターシテイ」について、土砂災害や洪水からの救出救助の訓練環境の増強を図り、土砂災害や水害への対応力を強化</u></li><li>・ <u>大規模災害時に想定される水洗トイレの機能不全に対応するため、市町村支援のための県の備蓄強化や、市町村の仮設・携帯トイレの確保への支援、家庭における在宅避難に備えた携帯トイレの備蓄促進などのトイレプロジェクトを展開</u></li></ul>	

第2編 風水害対策編

第1章 災害に強いまちづくり

修正計画	現行計画
<p>(略)</p> <p>○ しかし、近年の都市化の進展に伴い、地下鉄、地下街やビルの地下などの地下空間の利用が進み、土地利用形態が大きく変化してきており、本来土地の持つ保水・遊水機能が減少し、内水による地下空間などへの浸水による都市型水害発生の危険性が増しています。</p> <p>このため、今後は、<u>河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を基本的な考え方とし、治水対策を進めます。また、河川流域の適正な土地利用をより一層促進するとともに、市街地に当たっては、遊水地、調整池等の雨水貯留施設や浸透施設の設置、透水性舗装の施工を進めるなど、</u>地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて適切な対策を実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保を図ります。</p> <p>河川については、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、分水路等の建設等の整備を計画的に進めるとともに、下水道による雨水排水施設等の整備を進め、大雨による洪水等に対する都市の安全性の向上を図ります。</p> <p>さらに、高潮等の災害から背後地を守るため、海岸保全施設や河川管理施設の整備を推進するとともに、山地災害等からの安全性を確保するための治山対策、総合的な土砂災害対策にも引き続き取り組んでいきます。</p> <p>事業の実施に当たっては、想定を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○ しかし、近年の都市化の進展に伴い、地下鉄、地下街やビルの地下などの地下空間の利用が進み、土地利用形態が大きく変化してきており、本来土地の持つ保水・遊水機能が減少し、内水による地下空間などへの浸水による都市型水害発生の危険性が増しています。</p> <p>このため、今後は、<u>河川流域の適正な土地利用をより一層促進するとともに、市街地の整備に当たっては、透水性舗装の施工、遊水地、調整池等の雨水貯留、排水施設や浸透施設の設置を進めるなど、</u>地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて適切な対策を実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保を図ります。</p> <p><u>また、</u>河川については、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、分水路等の建設等の整備を計画的に進めるとともに、下水道による雨水排水施設等の整備を進め、大雨による洪水等に対する都市の安全性の向上を図ります。</p> <p>さらに、高潮等の災害から背後地を守るため、海岸保全施設や河川管理施設の整備を推進するとともに、山地災害等からの安全性を確保するための治山対策、総合的な土砂災害対策にも引き続き取り組んでいきます。</p> <p>事業の実施に当たっては、想定を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮します。</p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

修正計画	現行計画
<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 盛土については、関係法令等において規制しているものの、許可を必要とする規模要件や規制区域が様々であるほか、条例で規定する罰則では違反行為の抑止に限界があることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。</p> <p><u>そのため、令和3年に静岡県で発生した土石流土砂災害の教訓を踏まえ、令和4年5月に成立した盛土規制法に適切に対応する必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p><b>7 盛土の安全性の把握</b></p> <p>○ <u>県及び市町村は、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行います。</u></p> <p>○ <u>県は、危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間、市町村が地域防災計画の修正や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、助言や支援を行います。</u></p> <p>○ <u>また、盛土規制法に基づく規制区域を指定するための基礎調査を実施するとともに、既存の盛土の分布状況や安全性を把握する調査を実施します。</u> [環境農政局、県土整備局]</p> <p>(略)</p>	<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 盛土については、関係法令等において規制しているものの、許可を必要とする規模要件や規制区域が様々であるほか、条例で規定する罰則では違反行為の抑止に限界があることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p><b>7 盛土の安全性把握調査の実施</b></p> <p>○ <u>県及び市町村は、盛土による災害防止のための総点検の結果、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、盛土の安全性を把握する調査を進め、土砂の撤去や崩落防止の必要性について検証します。</u> [環境農政局、県土整備局]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編  
 第1章 災害に強いまちづくり  
 第2節 治山・造林

修正計画	現行計画
<p><b>【現状】</b>                      (略)</p> <p>○ そこで、県では荒廃地を復旧し、また荒廃を未然に防止するために、森林整備保全事業計画により計画的に治山事業を推進しています。</p> <p>(略)</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>○ 近年、私有林において林業経営の不振、不在地主や所有者の林業離れなど、森林の手入れ不足により荒廃した森林が増えており、山地災害防止や水源かん養など、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。</p> <p>このため、山地災害を未然に防止するための治山工事や、水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p><b>【現状】</b>                      (略)</p> <p>○ そこで、県では荒廃地を復旧し、また荒廃を予防するために、森林整備保全事業計画により計画的に治山事業を推進しています。</p> <p>(略)</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>○ 近年、私有林において林業経営の不振、不在地主や所有者の林業離れなど、森林の手入れ不足により荒廃した森林が増えており、山地災害防止や水源かん養など、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。</p> <p>このため、山地災害を予防するための治山工事や、水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。</p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編  
 第1章 災害に強いまちづくり  
 第10節 造成地の災害防止

修正計画	現行計画
<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間が行う宅地開発に伴う災害の防止については都市計画法の技術基準、及び宅地造成工事規制区域の指定<u>区域</u>内においては宅地造成等規制法の技術基準に照らし、排水や擁壁について審査及び指導を行っています。</li> <li>○ 平成7年の阪神・淡路大震災においても、こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は地震に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国<u>は</u>、この経験をふまえ宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組を<u>行いました。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>【取組の方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行に併せ、県は、宅地の安全確保のため、基礎調査を実施した上で、市町村の意見を聞きながら、宅地造成等工事規制区域の指定を行うとともに、開発事業者に対しては、工事施工に伴う適正な監理体制の強化の指導を行っています。</u>  <u>また、既存の大規模盛土造成地の調査・安全性の把握に努めていきます。</u></li> </ul> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 宅地造成地の災害防止  <u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>県は、既存の大規模盛土造成地の調査・安全性の把握に努めます。</u>                      [県土整備局]</li> </ul>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間が行う宅地開発に伴う災害の防止については都市計画法の技術基準、及び宅地造成工事規制区域の指定<u>地内</u>においては宅地造成等規制法の技術基準に照らし、排水や擁壁について審査及び指導を行っています。</li> <li>○ 平成7年の阪神・淡路大震災においても、こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は地震に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国<u>も</u>、この経験をふまえ宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や宅地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組を<u>行っています。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>【取組の方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>県は、宅地の安全確保のため、市町村の意見を聞きながら宅地造成規制区域の見直し・拡大の促進を図るとともに、開発事業者に対し宅地防災マニュアル等を活用し工事施工に伴う適正な監理体制の強化の指導を行います。</u></li> </ul> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 宅地造成地の災害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>県は、宅地造成地に発生する災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定促進を図ります。</u>                      [県土整備局]</li> <li>○ <u>県は、宅地造成に伴う災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定制度の周知等、県民への啓発活動を進めていきます。</u>                      [県土整備局]</li> </ul>

第2編 風水害対策編

第1章 災害に強いまちづくり

第13節 ライフラインの安全管理

修 正 計 画	現 行 計 画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 都市ガスについて、<u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、緊急遮断装置の設置並びに遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などの対策を実施しました。</p> <p>そのほかの県内の都市ガス事業者においても、ガス事業法等に基づき緊急遮断装置の設置などの安全対策を進めています。</p> <p>また、液化石油ガス（L Pガス）についても、ガス放出防止器及びS型メータ等の設置推進などを図り、安全対策を進めています。</p> <p>(略)</p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ 都市ガスについて、<u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、緊急遮断装置の設置並びに遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などを進め、安定供給と緊急対応の確立に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 都市ガスについて、<u>東京ガス㈱</u>は、緊急遮断装置の設置並びに遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などの対策を実施しました。</p> <p>そのほかの県内の都市ガス事業者においても、ガス事業法等に基づき緊急遮断装置の設置などの安全対策を進めています。</p> <p>また、液化石油ガス（L Pガス）についても、ガス放出防止器及びS型メータ等の設置推進などを図り、安全対策を進めています。</p> <p>(略)</p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ 都市ガスについて、<u>東京ガス㈱</u>は、緊急遮断装置の設置並びに遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などを進め、安定供給と緊急対応の確立に努めます。</p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

修正計画	現行計画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ <u>情報通信分野におけるデジタル技術の革新が進む中、情報収集や救出・救助、被災者支援など、災害対応のあらゆる場面で、AIやデジタル技術を活用し、災害対策の高度化を促進する、防災におけるDXの推進が必要となっています。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ <u>本県の災害情報の受伝達の基幹システムとなる防災行政通信網について、最新のICTを再整備により導入し、円滑で着実な運用を図る必要があります。</u></p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ <u>県は、再整備により情報受伝達の確実性や利便性が大幅に向上した防災行政通信網について、市町村や関係機関と連携した情報受伝達訓練等を行うことにより、着実な運用を図ります。</u></p> <p><b>【主な事業】</b> 2 被災者支援に関する情報システムの構築等 (略)</p> <p>○ <u>県は、被災情報の把握や避難者支援、災害情報の関係機関での共有など、災害対応におけるAIやデジタル技術の導入に努めます。</u> [総務局、くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ <u>令和2年2月に、本県における防災行政分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するための先行実証モデルとして、産官学からなる任意団体「AI防災協議会」とともに、「防災チャットボットSOCD A（ソクダ）（注3）」の実証実験を行いました。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ <u>「防災行政通信網」は稼働から10年以上が経過し、設備や通信機器の老朽化により維持管理が困難であることから、再整備が必要です。再整備に当たっては、ICT技術革新に合せた対応が必要となります。</u></p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ <u>県は、「防災行政通信網」の安定的な運用を継続するため再整備を行います。再整備では、最新の通信技術を導入し、災害時における県機関、市町村及び防災関係機関との確実な情報受伝達の確保に努めます。</u></p> <p><b>【主な事業】</b> 2 被災者支援に関する情報システムの構築等 (略)</p> <p>○ <u>県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図ります。また、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。</u></p> <p style="text-align: right;">[くらし安全防災局]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

修正計画	現行計画
<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p><u>○ 災害対策基本法の改正により、災害発生前の段階で広域避難の協議などが可能になったこと等を踏まえ、台風の接近前の早い段階から災害対策本部を設置し、事前対策を進める体制の強化が必要です。</u></p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。<u>また、災害時の安否不明者・死者の氏名等の公表について、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認を含む手順等について、あらかじめ市町村と共有し、円滑な公表に努めます。</u></p> <p><u>○ 県は、台風接近時等の状況に応じて、災害発生前から災害対策本部を設置し、市町村への連絡員や応援職員の派遣の準備など、事前対策に着手する体制の確保に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 大規模風水害等の災害時に人的資源が制約されるなか、災害対応のための体制が確保できるよう、実効性のある業務継続体制と職員の配備体制の整備が必要です。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

修正計画	現行計画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 市町村の消防水利は、<u>令和3年</u>4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて <u>122,192基</u>を整備しています。</p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 市町村の消防水利は、<u>令和2年</u>4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて <u>122,354基</u>を整備しています。</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

修正計画					現行計画																																										
<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制、避難誘導體制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> 1 避難情報の発令基準の作成 (略)</p> <p>住民に避難を促す情報と警戒レベル相当情報の表</p>					<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制、避難誘導體制など、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> 1 避難情報の発令基準の作成 (略)</p> <p>住民に避難を促す情報と警戒レベル相当情報の表</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル (避難情報等)</th> <th colspan="4">警戒レベル相当情報<sup>※1</sup></th> </tr> <tr> <th>洪水に関する情報</th> <th>内水氾濫に関する情報</th> <th>土砂災害に関する情報</th> <th>高潮に関する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)</td> <td> <p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過) <sup>※2</sup>)</p> <p><b>【水位情報がない場合】</b> 洪水キキクル<sup>※3</sup>が「注意 (黄)」</p> </td> <td></td> <td> <p>・土砂キキクル<sup>※3</sup> (注意 (黄))</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 (高齢者等避難)</td> <td> <p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水</p> </td> <td></td> <td> <p>・大雨警報 (土砂災害)</p> <p>・土砂キキクル<sup>※3</sup> (警戒</p> </td> <td> <p>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</p> </td> </tr> </tbody> </table>					警戒レベル (避難情報等)	警戒レベル相当情報 <sup>※1</sup>				洪水に関する情報	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報	警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)	<p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過) <sup>※2</sup>)</p> <p><b>【水位情報がない場合】</b> 洪水キキクル<sup>※3</sup>が「注意 (黄)」</p>		<p>・土砂キキクル<sup>※3</sup> (注意 (黄))</p>		警戒レベル3 (高齢者等避難)	<p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水</p>		<p>・大雨警報 (土砂災害)</p> <p>・土砂キキクル<sup>※3</sup> (警戒</p>	<p>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル (避難情報等)</th> <th colspan="4">警戒レベル相当情報<sup>※1</sup></th> </tr> <tr> <th>洪水に関する情報</th> <th>内水氾濫に関する情報</th> <th>土砂災害に関する情報</th> <th>高潮に関する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)</td> <td> <p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過) <sup>※3</sup>)</p> <p><b>【水位情報がない場合】</b> 洪水キキクル<sup>※</sup><sub>4</sub>が「注意 (黄)」</p> </td> <td></td> <td> <p>・土砂キキクル<sup>※4</sup> (注意 (黄))</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3 (高齢者等避難)</td> <td> <p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水</p> </td> <td></td> <td> <p>・大雨警報 (土砂災害)</p> <p>・土砂キキクル<sup>※4</sup> (警戒</p> </td> <td> <p>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</p> </td> </tr> </tbody> </table>					警戒レベル (避難情報等)	警戒レベル相当情報 <sup>※1</sup>				洪水に関する情報	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報	警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)	<p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過) <sup>※3</sup>)</p> <p><b>【水位情報がない場合】</b> 洪水キキクル<sup>※</sup><sub>4</sub>が「注意 (黄)」</p>		<p>・土砂キキクル<sup>※4</sup> (注意 (黄))</p>		警戒レベル3 (高齢者等避難)	<p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水</p>		<p>・大雨警報 (土砂災害)</p> <p>・土砂キキクル<sup>※4</sup> (警戒</p>	<p>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</p>
警戒レベル (避難情報等)	警戒レベル相当情報 <sup>※1</sup>																																														
	洪水に関する情報	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報																																											
警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)	<p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過) <sup>※2</sup>)</p> <p><b>【水位情報がない場合】</b> 洪水キキクル<sup>※3</sup>が「注意 (黄)」</p>		<p>・土砂キキクル<sup>※3</sup> (注意 (黄))</p>																																												
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水</p>		<p>・大雨警報 (土砂災害)</p> <p>・土砂キキクル<sup>※3</sup> (警戒</p>	<p>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</p>																																											
警戒レベル (避難情報等)	警戒レベル相当情報 <sup>※1</sup>																																														
	洪水に関する情報	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報																																											
警戒レベル2 (洪水、大雨、高潮注意報)	<p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過) <sup>※3</sup>)</p> <p><b>【水位情報がない場合】</b> 洪水キキクル<sup>※</sup><sub>4</sub>が「注意 (黄)」</p>		<p>・土砂キキクル<sup>※4</sup> (注意 (黄))</p>																																												
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<p><b>【水位情報がある場合】</b> ・氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水</p>		<p>・大雨警報 (土砂災害)</p> <p>・土砂キキクル<sup>※4</sup> (警戒</p>	<p>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</p>																																											

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

修正計画					現行計画				
	位超過相当 <sup>※2)</sup>  【水位情報がない場合】 ・洪水警報 ・洪水キキクル <sup>※3)</sup> (警戒 (赤))		(赤))			位超過相当 <sup>※3)</sup>  【水位情報がない場合】 ・洪水警報 ・洪水キキクル <sup>※4)</sup> (警戒 (赤))		(赤))	
警戒レベル4 (避難指示)	【水位情報がある場合】 ・氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当) <sup>※2)</sup>  【水位情報がない場合】 ・洪水キキクル <sup>※3)</sup> (危険 (紫))	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル <sup>※3)</sup> (危険 (紫))	・高潮警報 ・高潮特別警報	警戒レベル4 (避難指示)	【水位情報がある場合】 ・氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当) <sup>※3)</sup>  【水位情報がない場合】 ・洪水キキクル <sup>※4)</sup> (非常に危険 (うす紫 <sup>※2)</sup> ))	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル <sup>※4)</sup> (非常に危険 (うす紫 <sup>※2)</sup> ))	・高潮警報 ・高潮特別警報
警戒レベル5 (緊急安全確保)	【水位情報がある場合】 ・氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性) <sup>※2)</sup>  【水位情報がない場合】 ・大雨特別警報 (浸水害 (黒))	・大雨特別警報 (浸水害 (黒))	・大雨特別警報 (土砂災害 (黒))	・高潮氾濫発生情報 (黒))	警戒レベル5 (緊急安全確保)	【水位情報がある場合】 ・氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性) <sup>※3)</sup>  【水位情報がない場合】 ・大雨特別警報 (浸水害)	・大雨特別警報 (浸水害)	・大雨特別警報 (土砂災害)	・高潮氾濫発生情報
※1 警戒レベル1については、相当情報がないため省略					※1 警戒レベル1については、相当情報がないため省略				

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

修正計画	現行計画
<p><u>(削除)</u></p> <p>※2 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示。</p> <p>※3 洪水キキクル：洪水警報の危険度分布 土砂キキクル：大雨警報（土砂災害）の危険度分布</p> <p>(略)</p> <p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとします。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、避難の円滑化に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、感染防止対策や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営管理を行います。</p> <p>また、被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努め</p>	<p>※2 <u>令和4年度以降「うす紫（非常に危険）」と「濃い紫（極めて危険）」を「紫」に一本化し、「危険度分布（黒）」を5相当に位置付け</u></p> <p>※3 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示。</p> <p>※4 洪水キキクル：洪水警報の危険度分布 土砂キキクル：大雨警報（土砂災害）の危険度分布</p> <p>(略)</p> <p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとします。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、避難の円滑化に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、感染防止対策や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営管理を行います。</p> <p>また、被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努め</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

修正計画	現行計画
<p>ます。</p> <p>さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、<u>食物アレルギーに配慮した食料</u>等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。</p> <p><u>この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、市町村の避難所の運営管理を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。</p> <p><u>また、市町村の避難所運営を支援するため、県職員や県内外の自治体からの職員応援を円滑に行う体制整備に努めます。</u></p> <p>[くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p> <p><b>13 感染症対策</b></p> <p>○ 県及び保健所設置市の保健所は、感染症との複合災害に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>感染者等</u>が危険エリアに居住しているか確認が行える体制の確保に努めます。また、市町村の防災担当部局との連携の下、<u>感染者等</u>の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、<u>感染者等</u>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。</p> <p>[健康医療局、くらし安全防災局]</p> <p>○ 市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。また、必要な場合には、国や独立行政</p>	<p>ます。</p> <p>さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、市町村の避難所の運営管理を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。</p> <p>[くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p> <p><b>13 感染症対策</b></p> <p>○ 県及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>自宅療養者等</u>が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めます。また、市町村の防災担当部局との連携の下、<u>自宅療養者等</u>の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、<u>自宅療養者等</u>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。</p> <p>[健康医療局、くらし安全防災局]</p> <p>○ 市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。ま</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

修 正 計 画	現 行 計 画
<p>法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとします。</p> <p>○ 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。</p>	<p>た、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとします。</p> <p>○ 市町村は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第7節 要配慮者等に対する対策

修正計画	現行計画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ <u>県は、大規模地震等の災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、高齢者や障がい者など要配慮者に対する福祉支援体制（かながわ災害福祉広域支援ネットワーク）を構築しています。</u> <u>また、県は、避難生活における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため、福祉関係団体等と連携し、避難所等において要配慮者に対する福祉支援を行う神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWA T）を設置しています。</u></p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ <u>神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の理念を踏まえ、障害者を含め、全ての被災者が安全・安心に避難生活が送れるよう、対策を推進する必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 (略)</p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ <u>県は、大規模風水害等の災害時に備え、福祉関係団体等と連携して設置している神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWA T）の派遣等に係る体制を整備し、高齢者や障害者など要配慮者に対する福祉的な支援体制を構築しています。</u></p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 市町村は、災害時の在宅の高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の一時的保護及びケアを行うため、所在確認を行います。県及び市町村は、緊密な連絡体制の確保と医療、保健福祉情報等の情報提供システムの整備、さらには社会福祉施設、病院・診療所、保健所等関連施設の機能の強化を図る必要があります。</p> <p>また、災害発生時には、多くの帰宅困難者が発生し、保育園児等の保護者の所在が確認できなくなることが予想されるため、災害発生時における保育所における乳幼児の保護等について、対応を図る必要があります。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 (略)</p> <p>○ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整そ</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第7節 要配慮者等に対する対策

修正計画	現行計画
<p>○ <u>県は、個別避難計画の作成に取り組む市町村に対して、財政面、技術面からの支援に努めます。</u> <u>[くらし安全防災局 福祉子どもみらい局]</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 避難対策</b></p> <p>(略)</p> <p>○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアが必要な者</u>等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努めます。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めます。</u></p>	<p>の他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 避難対策</b></p> <p>(略)</p> <p>○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努めます。</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第9節 医療・救護・防疫対策

修正計画	現行計画
<p><b>【現状】</b> (略) <u>(削除)</u>  (略)</p>	<p><b>【現状】</b> (略) <u>○ 県では、避難所において要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより避難生活における災害関連死や体調の悪化といった二次被害の防止を図るための災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）を整備しています。</u> (略)</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

修正計画	現行計画
<p><b>【現状】</b> (略) ○ 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する <u>394</u> 路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。 (略)</p>	<p><b>【現状】</b> (略) ○ 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する <u>386</u> 路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。 (略)</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第12節 ライフラインの応急復旧対策

修 正 計 画	現 行 計 画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 都市ガスについては、<u>東京ガスネットワーク(株)</u>において要員の確保、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備、資機材の確保、日本ガス協会を通じた他のガス事業者からの応援体制の整備などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。</p> <p>液化石油ガスについても(公社)神奈川県LPガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。なお、県と同協会との間で締結した協定に基づき、避難所等への液化石油ガス応急供給体制の確保などの対策を進めています。</p> <p>○ 通信サービスは、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行います。NTTコミュニケーションズにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。NTTドコモにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備し、KDDIにおいては、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車を配備するなど、各社ともに電話・通信の輻輳時(電話のかかりにくい状態)における優先通信の確保と一般電話の利用制限の設定など応急活動のための対策を進めています。</p> <p>また、災害発生直後は電話回線が輻輳し、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では災害用伝言板の運用を開始します。なお、提供条件等は、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。</p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 都市ガスについては、<u>東京ガス(株)</u>において要員の確保、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備、資機材の確保、日本ガス協会を通じた他のガス事業者からの応援体制の整備などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。</p> <p>液化石油ガスについても(公社)神奈川県LPガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。なお、県と同協会との間で締結した協定に基づき、避難所等への液化石油ガス応急供給体制の確保などの対策を進めています。</p> <p>○ 通信サービスは、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車及びポータブル衛星車等の配備を行います。NTTコミュニケーションズにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。NTTドコモにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備し、KDDIにおいては、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車を配備するなど、各社ともに電話・通信の輻輳時(電話のかかりにくい状態)における優先通信の確保と一般電話の利用制限の設定など応急活動のための対策を進めています。</p> <p>また、災害発生直後は電話回線が輻輳し、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では災害用伝言板の運用を開始します。なお、提供条件等は、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第13節 災害廃棄物等の処理対策

修 正 計 画	現 行 計 画
<p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p>4 一般廃棄物処理施設の<b>災害対策等</b>への支援</p> <p>○ <u>市町村等は、既存の施設については耐震診断を実施するとともに、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行います。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p>4 一般廃棄物処理施設の<b>浸水対策等</b>への支援</p> <p>○ <u>市町村は、一般廃棄物処理施設の浸水対策等を図るとともに、施設を稼動するために必要な備蓄資機材の確保・充実等を図ります。</u></p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第14節 広域応援体制等の拡充

修 正 計 画	現 行 計 画
<p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 広域応援の受入体制等の強化 (略)</p> <p>○ 県は、全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組むほか、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとします。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]</p> <p>(略)</p>	<p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 広域応援の受入体制等の強化 (略)</p> <p>○ 県は、全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組むほか、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとします。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター] (略)</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第15節 県民の自主防災活動の拡充強化

修 正 計 画	現 行 計 画
<p><b>【現状】</b></p> <p>○ 県内には、<u>令和3</u>年4月1日現在で、県民及び工場、事業所などの自衛消防組織、自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織が <u>77,623 組織</u>あり、消防機関に協力して各種防災活動を積極的に展開しています。</p> <p>(略)</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>○ 県内には、<u>令和2</u>年4月1日現在で、県民及び工場、事業所などの自衛消防組織、自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織が <u>84,125 組織</u>あり、消防機関に協力して各種防災活動を積極的に展開しています。</p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第17節 防災知識の普及

修正計画	現行計画
<p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 県民等への防災知識の普及</p> <p>(2) 家庭における身近な防災対策等の普及 (略)</p> <p><u>○ 県は、災害時に被災者の健康に直結するトイレ対策として、家庭や避難所におけるトイレの備蓄の促進や、在宅避難時のトイレ確保に関する普及啓発などに取り組みます。</u> (略)</p> <p>(3) 高層建築物における防災対策の周知</p> <p>○ 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、<u>ガラスの飛散防止やエレベーター停止による閉じ込め、孤立化や在宅避難に備えた備蓄、自主防災の仕組みづくりなどの防災対策について、普及啓発を行います。</u> [くらし安全防災局]</p>	<p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 県民等への防災知識の普及</p> <p>(2) 家庭における身近な防災対策等の普及</p> <p>○ 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、ブロック塀の倒壊防止、自動車へのこまめな満タン給油、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。 [くらし安全防災局、県土整備局]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 高層建築物における防災対策の周知</p> <p>○ 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、ガラスの飛散防止や、エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくりなどの防災対策について、普及啓発を行います。 [くらし安全防災局]</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第18節 防災訓練の実施

修正計画	現行計画
<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>○ 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには、県民、企業の防災意識の向上等を図るため、大規模風水害等の災害を想定した防災訓練を実施します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。</p> <p>(略)</p>	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>○ 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには、県民、企業の防災意識の向上等を図るため、大規模風水害等の災害を想定した防災訓練を実施します。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。</p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編  
 第3章 災害時の応急活動計画  
 第1節 災害発生直前の対策

修正計画		現行計画	
<p>1 警戒及び注意の喚起                      (略)                      ○ 気象警報及び気象注意報</p> <p>4 多摩川・相模川・鶴見川・酒匂川洪水予報（水防活動用）                      (略)                      発表された洪水予報は、神奈川県水防計画等の定めるところにより、<b>県河港課</b>、国土交通省京浜河川事務所及び横浜地方気象台は、それぞれ県内の防災機関等に伝達します。</p> <p>(略)</p> <p>6 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等                      キキクル等の種類と概要</p>		<p>1 警戒及び注意の喚起                      (略)                      ○ 気象警報及び気象注意報</p> <p>4 多摩川・相模川・鶴見川・酒匂川洪水予報（水防活動用）                      (略)                      発表された洪水予報は、神奈川県水防計画等の定めるところにより、<b>県河川課</b>、国土交通省京浜河川事務所及び横浜地方気象台は、それぞれ県内の防災機関等に伝達します。</p> <p>(略)</p> <p>6 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等                      キキクル等の種類と概要</p>	
種類	概要	種類	概要
<p>土砂キキクル                      （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）                      ※</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>災害切迫</b>」（黒）：<b>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</b></li> <li>・「<b>危険</b>」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「<b>警戒</b>」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「<b>注意</b>」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<p>土砂キキクル                      （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）                      ※</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><b>（新設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>非常に危険</b>」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「<b>警戒</b>」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「<b>注意</b>」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>

第2編 風水害対策編

第3章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

修正計画		現行計画	
<p><b>浸水キキクル</b> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「<u>災害切迫</u>」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p>	<p><b>浸水キキクル</b> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・<u>(新設)</u></p>
<p><b>洪水キキクル</b> (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「<u>災害切迫</u>」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>・「<u>危険</u>」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p><b>洪水キキクル</b> (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・<u>(新設)</u></p> <p>・「<u>非常に危険</u>」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
<p><b>流域雨量指数の予測値</b></p>	<p><u>各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p><b>流域雨量指数の予測値</b></p>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>



第2編 風水害対策編  
 第3章 災害時の応急活動計画  
 第1節 災害発生直前の対策

修正計画	現行計画
<p><b>8 気象情報</b>                      (略)</p> <p>(1) <b>早期注意情報（警報級の可能性）</b>                      5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表されます。大雨、<b>高潮</b>に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>(2) <b>全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</b>                      全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」があります。  <u>気象予報</u>については、特別警報・警報・注意報に先立って<b>注意・警報を呼びかけられる場合や</b>特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表します。                      大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。</p> <p>(3) <b>記録的短時間大雨情報</b>                      大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「<b>危険</b>」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表されます。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。</p>	<p><b>8 気象情報</b>                      (略)</p> <p>(1) <b>早期注意情報（警報級の可能性）</b>                      5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表されます。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>(2) <b>全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</b>                      全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」があります。  <u>気象の予報等</u>については、特別警報・警報・注意報に先立って<b>注意を喚起する場合や</b>特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表します。                      大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。</p> <p>(3) <b>記録的短時間大雨情報</b>                      大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「<b>非常に危険</b>」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表されます。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。</p>

第2編 風水害対策編  
 第3章 災害時の応急活動計画  
 第1節 災害発生直前の対策

修 正 計 画	現 行 計 画
<p>(略)</p> <p><u>(4) 県は、台風接近時などに、気象庁と連携し、台風説明会の開催等を通じて、台風の進路や影響、防災上の留意点などについて、関係機関との共有に努める他、ホームページやSNSなどを活用し、県民の適切な避難行動に役立つリアルタイムの情報発信に努めます。</u></p> <p>(5) 市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めます。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとします。</p> <p>(6) 県は、台風等により交通機関の運行停止があらかじめ見込まれる場合に、必要に応じて、県民や企業等に対し、安全確保のための情報提供を行います。</p> <p>(7) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するように努めます。</p> <p>(8) 市町村は、市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。</p> <p>(9) 県は、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 市町村、放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めます。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとします。</p> <p>(5) 県は、台風等により交通機関の運行停止があらかじめ見込まれる場合に、必要に応じて、県民や企業等に対し、安全確保のための情報提供を行います。</p> <p>(6) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するように努めます。</p> <p>(7) 市町村は、市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。</p> <p>(8) 県は、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、</p>

第2編 風水害対策編

第3章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

修正計画	現行計画
<p>量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。</p> <p>(10) 国及び県は、市町村長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めます。</p>	<p>量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知します。</p> <p>(9) 国及び県は、市町村長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めます。</p>

第2編 風水害対策編

第3章 災害時の応急活動計画

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

修正計画	現行計画
<p><b>2 災害発生直後の被害情報の収集・連絡</b> (略)</p> <p>(5) 県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報原則速やかに公表します。<u>県の公表にあたって、市町村は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行います。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置</b> <b>(1) 災害対策本部の設置</b></p> <p>ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。</p> <p><u>台風接近時に、国が対策本部を設置し、告示された所管区域に県が含まれる場合や、災害発生のおそれが高いと認める場合には、速やかに災害対策本部を設置し、市町村への支援を含めた応急体制を確保します。</u></p> <p>なお、知事は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは災害対策本部を廃止します。</p> <p>(略)</p> <p>エ 暮らし安全防災局は統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまたがる対策の調整を行います。<u>また、市町村の被災状況や応援要請の状況を踏まえ、連絡員や応援職員の派遣に係る調整に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>6 通信手段の確保</b> (略)</p> <p><b>○ 県防災行政通信網の運用</b> (略)</p> <p><b>2 県防災行政通信網の運用</b> 県防災行政通信網の運用は、「<u>神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱</u>」や「<u>神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱</u>」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。</p>	<p><b>2 災害発生直後の被害情報の収集・連絡</b> (略)</p> <p>(5) <u>全国的な統一基準が策定されるまでの間</u>、県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報原則速やかに公表します。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置</b> <b>(1) 災害対策本部の設置</b></p> <p>ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。</p> <p>なお、知事は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは災害対策本部を廃止します。</p> <p>(略)</p> <p>エ 暮らし安全防災局は統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまたがる対策の調整を行います。</p> <p>(略)</p> <p><b>6 通信手段の確保</b> (略)</p> <p><b>○ 県防災行政通信網の運用</b> (略)</p> <p><b>2 県防災行政通信網の運用</b> 県防災行政通信網の運用は、「<u>神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱</u>」や「<u>神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領</u>」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。</p>

第2編 風水害対策編

第3章 災害時の応急活動計画

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

修正計画	現行計画
<p><u>(1) 通信の区分</u></p> <p>ア <u>緊急通信</u> 地震、台風その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に行う緊急を要する通信</p> <p>イ <u>一般通信</u> 緊急通信以外の通信</p> <p><u>(2) 通信の方法</u></p> <p>ア <u>一斉指令通信</u> 通信複数の通信局に対して、同時に一方的に行う通信</p> <p>イ <u>個別通信</u> 個別の通信局間で行う通信</p> <p><u>(3) 通信の手段</u></p> <p>ア <u>一斉指令通信</u> データ一斉指令（気象庁が配信する防災情報等のデータの通信）、一斉指令（県が臨時で配信する防災情報等の通信）</p> <p>イ <u>個別通信</u> 音声、チャット、WEB 会議</p> <p>(略)</p>	<p><u>(1) 通信の種類</u></p> <p>ア <u>通信の区分</u></p> <p>(ア) <u>緊急通信</u> 台風その他緊急の事態が発生し、又は発生のおそれがあるときに行う緊急を要する通信</p> <p>(イ) <u>一般通信</u> 緊急通信以外の通信</p> <p>イ <u>通信の方法</u></p> <p>(ア) <u>一斉通信</u> 複数の通信局に対して同時に一方的に行う通信</p> <p>(イ) <u>個別通信</u> 個別の通信局間で行う通信</p> <p><u>(2) 通信の手段</u></p> <p><u>通信は、音声又はファクシミリにより行います。</u></p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編  
 第3章 災害時の応急活動計画  
 第4節 避難対策

修正計画	現行計画
<p><b>8 応急仮設住宅等</b></p> <p><b>(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握</b>                  県及び市町村は、「<u>神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル</u>」に基づき、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅などの戸数を関係団体とも連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公営住宅、民間賃貸住宅などの活用できる戸数を市町村別に把握します。</p> <p>(略)</p> <p><b>(5) 公営住宅等への一時入居</b>                  県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、「<u>神奈川県一時提供住宅供給マニュアル</u>」に基づき、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。</p> <p>(略)</p> <p><b>(7) 住宅の応急修理</b>                  災害救助法が適用されたときは、「<u>神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル</u>」に基づき、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。</p>	<p><b>8 応急仮設住宅等</b></p> <p><b>(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握</b>                  県及び市町村は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅などの戸数を関係団体とも連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公営住宅、民間賃貸住宅などの活用できる戸数を市町村別に把握します。</p> <p>(略)</p> <p><b>(5) 公営住宅等への一時入居</b>                  県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。</p> <p>(略)</p> <p><b>(7) 住宅の応急修理</b>                  災害救助法が適用されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。</p>

第2編 風水害対策編

第3章 災害時の応急活動計画

第12節 ライフラインの応急復旧活動

修正計画	現行計画
<p><b>4 都市ガス施設等</b></p> <p>(1) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、風水害等による非常事態が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。</p> <p>(2) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。</p> <p>(3) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。</p> <p>(4) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方公共団体等の関係機関とも連携を図ります</p> <p>(略)</p> <p>資料 (略)</p> <p>風水害編 2-3-12-(1) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>の応急活動体制（風水害等）</p> <p>〃 2-3-12-(2) 東日本電信電話㈱の応急活動体制（風水害等）</p>	<p><b>4 都市ガス施設等</b></p> <p>(1) <u>東京ガス㈱</u>は、風水害等による非常事態が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。</p> <p>(2) <u>東京ガス㈱</u>は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。</p> <p>(3) <u>東京ガス㈱</u>は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。</p> <p>(4) <u>東京ガス㈱</u>は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方公共団体等の関係機関とも連携を図ります</p> <p>(略)</p> <p>資料 (略)</p> <p>風水害編 2-3-12-(1) <u>東京ガス㈱</u>の応急活動体制（風水害等）</p> <p>〃 2-3-12-(2) 東日本電信電話㈱の応急活動体制（風水害等）</p>

第2編 風水害対策編

第3章 災害時の応急活動計画

第15節 広域的応援体制

修正計画			現行計画		
<p>1 広域的な応援体制 (略)</p> <p>○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費</p> <p>1 要請先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊の派遣を要請する場合</li> <li>陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合</li> </ul>			<p>1 広域的な応援体制 (略)</p> <p>○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費</p> <p>1 要請先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊の派遣を要請する場合</li> <li>陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合</li> </ul>		
担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政 通信網	担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政 通信網
県内全域	東部方面混成団長	3科 横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291/ <u>閉域スマートフォン 3800・IP電話 2809</u> 内線(448/402)	県内全域	東部方面混成団長	3科 横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291/ <u>9-486-9201</u> 内線(448/402)
	第1師団長	東京都練馬区北町 4-1-1 03(3933)1161 <u>IP電話 2807、2808</u> 内線(239)		第1師団長	東京都練馬区北町 4-1-1 03(3933)1161 <u>9-485-921・9</u> 内線(239)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線(2256)		東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線(2256)
(略)			(略)		

第2編 風水害対策編

第3章 災害時の応急活動計画

第15節 広域的応援体制

修正計画			現行計画		
・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合			・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合		
担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政 通信網	担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政 通信網
県内海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛 部オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁 目無番地 046(822)3500/ <u>IP 電話 2814</u> 内線(2222/2223) 046(823)1009 (直通)	県内海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛 部オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁 目無番地 046(822)3500/ <u>9-637-</u> <u>9201・9</u> 内線(2222/2223) 046(823)1009 (直通)
県内海岸地域 〔主として航空機を 必要とする場合〕	第4航空群司令	第4航空群指令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/ <u>閉域スマ ートフォン 3803・IP 電 話 2815</u> 内線(2245/2246)	県内海岸地域 〔主として航空機を 必要とする場合〕	第4航空群司令	第4航空群指令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/ <u>9-490-</u> <u>9201・9</u> 内線(2245/2246)

第2編 風水害対策編  
第4章 復旧・復興対策  
第1節 復興体制の整備

修正計画	現行計画
<p><b>2 人的資源の確保</b> (略) なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 被災者支援体制の確保</u> <u>被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する体制を確保します。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>2 人的資源の確保</b> (略) なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

第2編 風水害対策編  
第4章 復旧・復興対策  
第2節 復興対策の実施

修正計画	現行計画
<p>1 復興に関する調査 (略)</p> <p>(4) 生活再建支援に関する調査 (略)</p> <p>イ その他生活再建に関する調査 県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査します。<u>また、県は、見回り活動等を通じて、被災者一人ひとりの生活再建の状況や支援ニーズの把握に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 復興計画の策定 (略)</p> <p>【参考：復興計画の位置づけ】 復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。 出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」(令和3年3月)</p>	<p>1 復興に関する調査 (略)</p> <p>(4) 生活再建支援に関する調査 (略)</p> <p>イ その他生活再建に関する調査 県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査します。</p> <p>(略)</p> <p>2 復興計画の策定 (略)</p> <p>【参考：復興計画の位置づけ】 復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。 出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」(平成28年3月)</p>

第3編 火山災害対策編

第1章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制等

修正計画	現行計画
<p>2 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>(1) 噴火警報等の種類と発表</p> <p>ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル</p> <p>(略)</p> <p>(イ) <u>火山の状況に関する解説情報等</u></p> <p>a <u>火山の状況に関する解説情報</u></p> <p><u>国（気象庁）は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある</u>と判断した場合、または判断に迷う場合に、「<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>」を発表します。</p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある</u>と判断した場合には、「<u>火山の状況に関する解説情報</u>」を発表します。</p> <p>(略)</p>	<p>2 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>(1) 噴火警報等の種類と発表</p> <p>ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル</p> <p>(略)</p> <p>(イ) <u>解説情報等</u></p> <p>a <u>臨時の解説情報</u></p> <p><u>国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。</u></p> <p>(略)</p>

第3編 火山災害対策編

第2章 災害時の応急活動計画

第5節 箱根山及び富士山の個別対策

修正計画	現行計画
<p>1 箱根山の避難対策 (略)</p> <p><u>(6) 旧火口のリスク評価</u> <u>近年の調査で所在が確認された旧火口について、最新の科学的知見に基づきリスク評価等を行い、防災（ハザード）マップの策定等を検討いたします。</u></p> <p>(7) 箱根山火山防災マップ (図略)</p> <p>2 富士山の避難対策 富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。 また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。 <u>さらに、同協議会では、ハザードマップの改定を踏まえ、富士山火山広域避難計画を、富士山火山避難基本計画に改め、火山の噴火からの避難の基本的事項を取りまとめました。</u> 県及び市町村は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。 市町村は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策に</p>	<p>1 箱根山の避難対策 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(6) 箱根山火山防災マップ (図略)</p> <p>2 富士山の避難対策 富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。 また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。  県及び市町村は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。 市町村は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策に</p>

第3編 火山災害対策編

第2章 災害時の応急活動計画

第5節 箱根山及び富士山の個別対策

修正計画	現行計画
<p>については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努めます。 (略)</p> <p>(2) 溶岩流等からの避難の考え方  <u>富士・箱根火山対策連絡会議における溶岩流ワーキンググループを構成する県及び市町は、富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山避難基本計画を踏まえ、溶岩流からの避難の考え方や広域避難の手順等を、神奈川県富士山火山広域避難指針としてとりまとめました。市町は指針を参考に具体的な避難計画の検討を進め、県はそれを支援します。また、噴火発生時には、県と市町は、指針を基に、円滑な広域避難の調整等を進めます。</u>                      (略)</p>	<p>については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努めます。 (略)</p> <p>(2) 溶岩流等からの避難の考え方  <u>溶岩流等が到達する可能性がある市町は、ハザードマップを踏まえ、避難準備を呼びかけます。その後、火山活動の状況を踏まえ、状況に応じた避難の呼びかけを行います。</u>                      (略)</p>

第3編 火山災害対策編

第2章 災害時の応急活動計画

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

修正計画	現行計画
<p>1 交通の確保 (略)</p> <p>(4) 航路等の障害物除去  <u>ア 港湾や漁港管理者は所管区域の航路について、海底火山の噴火等で発生した軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告したうえで、軽石除去による航路啓開に努めます。</u>                      (略)</p>	<p>1 交通の確保 (略) <u>(新設)</u>  (略)</p>